

# 議 事 録

令和4年8月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

## 令和4年第8回山鹿市農業委員会総会議事録

令和4年8月5日(金) 13時18分から14時10分 山鹿市役所 4階 401会議室

### 1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 欠 席	3番 森 喜代輝	4番 欠 席
5番 徳丸 誠次郎	6番 欠 席	7番 廣田 幸徳	8番 欠 席
9番 欠 席	10番 欠 席	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

### 2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6名：2番 守川 千穂 4番 長曾我部 徹 6番 稲葉 和弘 8番 米岡 一利  
9番 光永 太 10番 志方 精之

### 3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治  
主任主事：北原 薫

### 4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

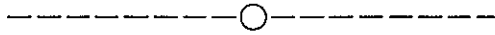
### 5. 議題

議案第62号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請  
議案第63号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請  
議案第64号 空き家に附属する農地の指定について  
議案第65号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第66号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請  
議案第67号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転  
議案第68号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）  
議案第69号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転  
議案第70号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断  
報告第11号 農地法第3条第3の規定による届出  
報告第12号 農地法第4条第1項の規定による届出

## 1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。



## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

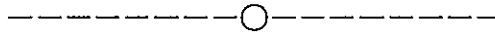
皆さんこんにちは。本日の総会は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員を8人に絞り開催させていただきます。なお、出席委員は8名ですが、在任委員の過半数の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和4年第8回総会を開会致します。



## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は1番 多久正光委員、5番 徳丸誠次郎委員にお願いします。



## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第62号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第62号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号118番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の1ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号119番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、里道の払い下げによるものです。

調査書の2ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号120番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書の3ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号121番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書の4ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号122番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書の5ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号123番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。  
調査書の6ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号124番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書の7ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号125番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積10アール要件による取得です。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の8ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号126番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書の9ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号127番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。  
調査書の10ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号128番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の11ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号129番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、規模拡大によるものです。  
調査書の12ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 130 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の所在地周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査書の 13 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 131 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の 14 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 132 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査書の 15 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。  
以上 15 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 118 番から 123 番を北部地区担当委員

1 2 番（田中春雄君）

提案番号 118 番から 123 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 124 番から 131 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 124 番から 131 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 132 番を東部地区担当委員

1 番（多久正光君）

提案番号 132 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 3 番（隈部誠一君）

提案番号 119 号の譲受の理由として、市から里道の払い下げとなっていますが、譲受人が申請地を取得して、田として利用されるのですか？

○事務局（北原薫君）

現地の状況としましては、すでに、譲受人が周辺の田と合わせて耕作されております。

○議長（坂本照子君）

限部委員よろしいですか。

13 番（限部誠一君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 62 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 63 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 63 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号 9 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による 5 年間の使用収益権の設定です。

借受理由は、借受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書の 16 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

提案番号 10 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、借受人の自宅周辺であることから耕作便利によるもので、10 年間の賃貸借権設定です。

調査書の 17 ページに調査内容記載のとおり、許可相当と判断しております。

以上 2 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 9 番から 10 番を南部地区担当委員

7番（廣田幸徳君）

提案番号9番から10番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第63号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第64号、空き家に附属する農地の指定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第64号、空き家に附属する農地の指定について、下記のとおり申請があったので、農地法第3条第2項第5号の別段の面積に係る規定の適用に関する要綱第6条第1項の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものです。

提案番号1番、申請地及び申請人等は記載のとおりです。

申請地は、農用地区域外にある未整備の農地であり、遊休農地化の恐れがあるため、空き家に附属した農地に指定して、支障は無いと思われます。

提案番号2番、申請地及び申請人等は記載のとおりです。

申請地は、農用地区域外にある未整備の農地であり、遊休農地化の恐れがあるため、空き家に附属した農地に指定して、支障は無いと思われます。

提案番号1番、2番はいずれの案件も山鹿市空き家バンクに登録された空き家であることを確認済みです。

なお、本総会で決定し、公示を行った後、次回以降の総会に、山鹿市農業委員会が定める別段面積、1アール要件による所有権移転許可申請がなされる予定です。

以上2件です。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第65号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案65号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号17番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田224㎡を宅地に転用する案件です。なお、申請地は、相続関係人が相続を放棄した農地で、現在、国庫返納の手続きが進められております。国庫返納の際は地目と現況が一致していることが求められているため、地目を変更する必要があり、本申請がなされたものです。

調査書の18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号18番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑127㎡を宅地に転用する案件です。なお、本申請も提案番号17番と関連した申請です。

調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号17番から18番を北部地区担当委員

11番 (廣松久喜君)

提案番号17番から18番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。



○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

申請人の欄に相続財産との記載がありますが、誰の所有となっているのか。また、最終的には誰の物になるのか。

○事務局（北原薫君）

一般的には申請欄に記載された方が所有者ですが、今回の申請は、登記名義人が亡くなられ、相続関係者の代表者が、相続財産管理人選任の申立を熊本県家庭裁判所山鹿支部に行い、その申立てが認められたため、上記相続財産管理人より申請がなされたものです。

その管理人が国庫へ返納するために、手続きを進めている中で、台帳地目と現況地目に相違がある事の指摘を受け、今回の農地転用の申請となり、許可を得て地目変更を行われるものです。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいですか。

1 番（多久正光君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 65 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 66 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 66 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 55 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田 496 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、一般個人住宅として転用する案件です。

調査書の 22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 56 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 740 m<sup>2</sup>を取得し、太陽光発電装置として転用する案件です。

調査書の 24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。  
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 57 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地の田 3 筆計 635 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、農業用倉庫として転用する案件です。なお、申請地はすでに土地の造成が完了しており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書の 26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。  
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 58 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は法人で、申請地の畑 2 筆計 1,776 m<sup>2</sup>を取得し、隣接する宅地 297 m<sup>2</sup>を加えて宅地分譲地 8 区画に転用する案件です。

調査書の 28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。  
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 59 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地の畑 239 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、一般個人住宅として転用する案件です。

調査書の 30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。  
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 60 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は個人で、申請地の田 717 m<sup>2</sup>を取得し、資材置場に転用する案件です。  
調査書の 32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。  
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 61 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。  
転用者は法人で、申請地の田 729 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、資材置場に転用する案件です。  
調査書の 34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。  
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。  
以上、7 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 55 番を北部地区担当委員

12 番（田中春雄君）

提案番号 55 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 56 番から 58 番までを南部地区担当委員

5 番（徳丸誠次郎君）

提案番号 56 番から 58 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 59 番から 61 番までを東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 59 番から 61 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 66 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 67 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 67 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 18 番～19 番の申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 19 番の調査内容につきましては、調査書は 36 ページに記載のとおりです。

いずれも 7 月 13 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

ます。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 67 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 68 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転 (中間管理機構) を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (一法師進君)

議案第 68 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転 (中間管理機構) でございます。

今回の利用権設定は、新規設定 17 件、その面積は 25,820 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 151 番から 36 ページの提案番号 158 番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、大豆・麦を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については、調査書 37 ページに記載のとおりです。

この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 68 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 69 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 69 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 16 件、再設定が 6 件でその面積は、30,413 m<sup>2</sup>でございます。

提案番号 113 番から 40 ページ 124 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容については、113 番から 120 番までは水稻、121 番から 122 番までは水稻・小麦・大豆、123 番はアスパラ、124 番は水稻・イチゴ・麦を作付け予定でございます。

なお、申請に係る調査内容については 38 ページから 45 ページに記載のとおりです。

この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 69 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 70 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第 70 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 20～27 番の土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

この案件につきましては、21 ページの農地法第 4 条、提案番号 17～18 号と関連しておりまして、現地  
の状況は、別紙 2 の「現地写真・土地利用計画図」の 19～25 ページに掲載のとおりで、周囲を山林に囲  
まれた、傾斜地にある農地で、自然発生した雑木等が繁茂している状態で、農業上の利用の増進が見込  
まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

ます。

3番（森喜代輝君）

この案件は、先程の議案第65号の国庫返納の案件と関連しているとの事ですが、最終的には誰のものになるのですか。

○事務局（坂口美治君）

この案件は、議案第65号と関連しておりまして、国庫返納の手続きを進めるために、非農地判断を行うもので、地目を田及び畑から山林に変更され、先程の議案第65号の農地法第4条申請及び宅地等と一緒に処理が進められるものと聞いています。

○議長（坂本照子君）

森委員よろしいですか。

3番（森喜代輝君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第11号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

報告第11号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年6月に届出がありました件数は15件、筆数の合計は103筆、面積の合計は84,639㎡でございます。詳細につきましては、43～44ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第 11 号は終わります。

次に、報告第 12 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第 12 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について報告いたします。

令和 4 年 6 月に届出がありました件数は 2 件、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。受付番号 3 号が、みかん貯蔵庫、受付番号 4 号が、農業用倉庫でございます。

以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第 12 号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって令和 4 年第 8 回総会を閉会いたします。

-----○-----

## 6. 閉 会

○隈部副会長 (隈部誠一君)

ご起立願います。これをもって閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

1 番 農業委員

多 又 亞 光

5 番 農業委員

徳 丸 誠 次 郎